

燕市優良工事表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、燕市の発注する建設工事（以下「市工事」という。）のうち施工成績が特に優良なものを施工した建設業者を表彰することにより、市工事における良質な施工の確保及び建設業を営む者の向上を図ることを目的とする。

(表彰)

第2条 市長は、施工成績が特に優良なものとして選定された市工事を施工した建設業者を表彰するものとする。

2 表彰は年1回とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りでない。

(選定対象工事)

第3条 優良工事の選定対象となる工事（以下「選定対象工事」という。）は、表彰の前年度に完成し、次の各号に掲げる対象要件に該当する工事とする。

- (1) 燕市建設工事成績評定実施要領による評定点が特に高い工事。
- (2) 総合評価方式で落札者を決定した工事で、簡易型における簡易な施工計画又は標準型における技術提案が特に優れており、計画・提案通りに履行した工事
- (3) 特に難易度の高い現場にも関わらず、障害なく完成した工事
- (4) その他、優良工事として適当と認められる工事。

(被表彰者の要件)

第4条 被表彰者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市内に本社又は営業所が所在する建設業者（以下「市内建設業者」という。）であること。
- (2) 表彰対象工事施工年度以降において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 市工事に関して、会計検査院の指摘を受けた者

- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条又は第29条の規定により、国土交通大臣又は新潟県知事から監督処分を受けた者
- ウ 市長から指名停止措置を受けた者
- エ その他、重大な法令違反や業務に関し不正・不誠実な行為を行った等により表彰を受けることがふさわしくないと認められる者。

（選定方法）

第5条 選定対象工事の中から優良工事として適当と認められるものを工事担当課長等が選定し、入札等審査委員会において審査を行い、優良工事を決定する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。